コラボヘルスにおける共済組合と所属所間の健康診査の結果等の 共有・活用について

高知県市町村職員共済組合(以下「組合」という。)では、地方公務員等共済組合法 や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、組合員等の健康の保持増進のための保健 事業(健康診査や保健指導等)を実施しています。

また、保健事業の実施に際しては、組合と所属所の連携・協働の推進(以下「コラボ ヘルス」という。)が不可欠であるとされています。

今後、一層の組合員等の健康の保持増進に向けて、コラボヘルスをより一層推進し、効果的・効率的に保健事業を実施するよう、地方公務員等共済組合法第 18 条及び個人情報の保護に関する法律第 23 条第 5 項第 3 号の規定に則り、健康診査の結果等を組合と所属所で共有し、活用することとなりますので、同号(※)の規定に基づき、下記のとおりお知らせいたします。

### ※個人情報の保護に関する法律

### 第23条(第三者提供の制限)

- 5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適 用については、第三者に該当しないものとする。
  - (1) · (2) 略
  - (3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態においているとき。
- 1 共同して利用する個人データの項目

氏名、性別、住所、生年月日、組合員証記号番号、人間ドック・事業所健診等受診情報

- 2 共同利用する者の範囲
  - (1) 所属所
  - (2) 高知県市町村職員共済組合
- 3 利用する者の利用目的
- (1) 所属所

職員の健康管理、健康教育

## (2) 高知県市町村職員共済組合

組合員及び被扶養者の健康管理及び疾病予防のための健診結果分析・データへルス計画の実施(受診勧奨等)

## 4 個人データの管理責任者

高知県市町村職員共済組合個人情報保護に関する規程に基づく個人情報管理者 (高知県市町村職員共済組合事務局長)

- ※1 コラボヘルスで取り扱う個人データ(個人情報)には、レセプト(診療報酬明細書:病歴・治療内容等)は含まれません。ただし、レセプトから、生活習慣病の予防対象者の抽出や通院状況の確認に必要な内容(糖尿病、高血圧症、脂質異常症、脳血管疾患、虚血性心疾患、慢性腎臓病等に関する通院や服薬状況)は含みます。
- ※2 共有する個人データ(個人情報)は、本事業の事業内容及び目的に沿った利用範囲内でのみ使用し、人事評価等に用いられることは一切ありません。上記の目的以外で使用された場合は、前記責任者及び違反者に罰則が課せられます。
- ※3 コラボヘルスにおける所属所との健康診査の結果等の共有について同意されない場合は、所属所又は組合に申し出てください。ただし、特定健康診査の結果等を所属所から共済組合へ提供すること等、法令により共有するものについては共有を拒否することはできません。

# 共済組合と所属所間の健康診査の結果等の共同利用停止申出書

私は、	下記の□にチェ	ックした事項に	こついて、同意	意しませんので	で利用を停止す	るよう
申し出ま	きす。					

なお、利用を停止したことに伴い、チェックした事項について生活習慣病の予防や悪性新生物の早期発見等についての保健事業サービスの低下が起こることについて了承 します。

所属所が保	R有する私の健康診査の結果等を共済組合が保健事業対象	き者の抽出や情
報提供など、	私の健康増進に資する保健事業に活用すること。	

□ 共済組合が保有する私の健康診査の結果等を所属所が私の健康管理・健康増進の ための保健事業に活用すること。

※法令により共同利用するものについては、利用停止を申し出ることはできません。

所属所長様

高知県市町村職員共済組合 理事長 様

年 月 日

氏名